宇部市人権尊重のまちづくり条例

人権は、すべての人が生まれながらにして持つ、誰もが幸福に生活するために必要な権利 であり、この基本的人権の保障は日本国憲法に明記されています。

本市においては、「人間が尊重される都市づくり」という市民宣言のもと、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、相互に認め合える共生社会の構築を目指して、人権教育及び啓発に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、今日においてもなお、人権に関する社会的課題は数多く存在し、子どもや 高齢者に対するいじめや虐待、障害者や外国人、感染症患者に対する偏見や差別、インター ネット上の誹謗中傷など、多様な形態の人権侵害が見受けられます。

これらの課題を解決していくために、私たちは、個人の価値観が多様化する中にあっても、 互いを思いやる心を育み、各々の個性を認め合い、そして互いの人権を尊重していかなけれ ばなりません。

そこで、本市は、差別、暴力、虐待その他の人権侵害を許さないという決意のもと、市民一人ひとりが、互いの多様性について認識を深め、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をなくすために主体的に行動することで、 誰もが生きづらさを感じることなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等 及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策 (以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
 - (2) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。
 - (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他 の他人の権利利益を侵害する行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない尊い生命(いのち)の主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目指して取り組まなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

(市の青務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民 等及び事業者の人権意識の高揚に取り組むとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人 権施策を積極的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者 の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものと する。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第8条 市は、市民等及び事業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、様々な機会を通じて、人権教育及び人権啓発に取り組むものとする。

(指針の策定等)

- 第9条 市は、第5条に規定する市の責務を果たすため、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。
- 2 市は、推進指針に基づき人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を具体的かつ計画的 に推進するものとする。

(調査等)

第10条 市は、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に実施するため、必要な

調査及び情報の収集を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている宇部市人権教育・啓発推進指針は、第9条第1 項の規定により策定されたものとみなす。